

第1回 今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキング	資料 1
平成29年11月28日	

## 有識者意見交換会の主な意見等①

○日 時 平成29年8月25日（金） 13：30～15：30

○場 所 中央合同庁舎第4号館 共用1212会議室

- 出席者 植木 信一（新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授）  
 佐野 真一（港区立麻布子ども中高生プラザ館長）  
 鈴木 一光（一般財団法人児童健全育成推進財団理事長）  
 高松 絵里子（北海道中標津町役場町民生活部子育て支援室長）  
 中川 一良（社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長）  
 羽崎 泰男（一般社団法人鬼ごっこ協会代表理事）  
 吉村 温子（玉川大学非常勤講師）

### ○議題と主な意見等

#### （1）遊びのプログラム実施児童館の取り組みに関する分析・検証について

○遊びを生かし、環境の問題や貧困家庭の子どもに対する食事の提供、学習支援等の課題に結びつけていた。

○災害のあった地域では、子どもの意見でまちづくりの活動を実践していた。

○高齢の方と子どもとの交流、外国人との交流といった地域交流を促進したり、今日の地域社会のニーズにあったプログラムの構成・展開があった。

○今後も遊びプラスαの視点でプログラムがつくられていくことが想定される。

○プログラムはPDCAが重要である。子どもの声や思いを引き出し、子どもの権利を重視していることが見てとれた。

○地域の方々を巻き込むことでいいプログラムにつながっていく。

○遊びは従来のものに何か付け加えたり、やり方を変えてみたりする工夫で、新たな遊びを作り出すことができる。

○子どもたちの課題や地域の状況等を踏まえた子どもの居場所としての児童館の取り組みが求められている。

○プログラムを単発イベントに終わらせず、日常の活動に連動させていくことが重要である。アンケートで検証することも重要となる。

#### 【遊びのプログラムの効果測定や評価指標等についての意見】

○プログラムの検討や研究を継続することが必要である。

○子どもの心理面からも測定を行わなければ効果は測りきれないのではないか。

○子どもの変化など、すぐに結論が出ないものや数値化に馴染まないものがある。

- 評価指標には、今日的な課題の中から児童館が果たすべき役割をつけ加える。
- 研究会等専門家に協力を得て、数的に明らかにすることが重要である。
- 平成 28 年度に遊びのプログラムに取り組んだ児童館の追跡調査をしてはどうか。
- 地域の全ての子どもが対象で自分の意思で自由に利用できる児童館の施設特性を再確認することが出発点になる。
- 今、課題になっている子ども・子育て家庭の様々な課題に十分応えられる条件を児童館が持っている。そこから児童館の今後のあり方を検証していくことが求められるのではないか。
- 客観的な評価は、数値化できない部分がある。同時に評価者も人材育成していかなければならない。

### (2) 「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」結果について

- 児童館ガイドラインを活用した児童館は、活動内容が伸びることがわかった。  
同時に、今日的な課題への対応が見込めることがわかった。
- 具体的な検討項目は、最終的に提言としてまとめた。
  - ①児童館機能の多様性に関すること
  - ②職員の専門性に関すること
  - ③館長の配置に関すること
  - ④児童厚生員のソーシャルワーク能力に関すること
  - ⑤大型児童館の活動内容に関することこれらを「児童館ガイドライン」に反映させていくことが必要である。

### (3) 今後の地域の児童館等のあり方の検討について

- 専任や常勤の館長は、児童館運営全般に責任を持たなければならない。児童館の仕事に集中して取り組むことにつながる。
- 兼任館長が頻繁に現場に出たり、会議で現場の声を上げたりして、優れた運営をしている事例もある。
- ガイドラインに掲げる児童館の役割を館長が理解することが、児童館活動を伸ばしていくことができる。
- 兼任を専任にするのは難しいが、兼任館長がよい運営をするために必要なことを考えることが大事である。
- 保育所長には、研修が義務づけられている。館長着任当初に研修を受ける意味は大きい。都道府県等で館長研修があれば館長の意識は変わっていくものと思われる。

## 有識者意見交換会の主な意見等②

○日 時 平成29年9月19日（火）10:00～12:00

○場 所 厚生労働省 共用第8会議室

○出席者 安部 芳絵（工学院大学教育推進機構教職課程科准教授）  
植木 信一（新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授）  
斉藤 朋行（東久留米市中央児童館館長）  
鈴木 一光（一般財団法人児童健全育成推進財団理事長）  
中川 一良（社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長）  
柳澤 邦夫（栃木県上三川町立上三川小学校校長）

### ○議題と主な意見等

#### 【今後の地域の児童館等のあり方の検討について】

- 共働き家庭が増え、大人がいない家で夜まで子どもだけで過ごすような家庭も増えてきた。その結果、子どもにとって遊びのツールが電子ゲームに限られる傾向がある。
- 児童館ガイドライン策定から6年が経過した。当時、子どもの貧困やいじめ防止の問題は議論の俎上に上がっていなかった。子どもと子育てを取り巻く状況についてガイドラインに反映できていないところは見直しが必要である。
- ガイドラインは現場の運営に寄与するとともに、指定管理の標準的な仕様書に使われている現状があるため、更に丁寧に充実したものにしていけることが大切である。
- 小型児童館又は児童センターに対する指導的な役割を果たす大型児童館は、現行のガイドラインでは触れられていないので、しっかり定義していくことが求められている。
- 遊びそのものをきちんと定義づけする必要があるのではないかな。
- 平成28年の改正児童福祉法で、児童の権利に関する条約が明記された。子どもの最善の利益と子どもの意見の尊重が明記されていることをガイドラインに盛り込む必要がある。
- ガイドライン3の「(1) 遊びによる子どもの育成」の遊びの持つ意味・意義や健全育成とは何かをわかりやすく明記する必要がある。
- 貧困、いじめ等、児童館が、子どもの救援隊になっていることをわかりやすくガイドラインに書くことが必要である。
- 遊びの援助者の役割をしっかりと書き込むことによって、遊びの意味や大切さも浮かび上がってくるのではないかな。
- 児童館は児童福祉施設であり、子どものもつ福祉的課題の解決にも寄与する施設である。
- 災害時に遊びが果たす役割は非常に大きい。

- 災害時の子どもの一時預かりについても、児童館が積極的な役割を果たすことを盛り込むべき。
- Jアラート発令時の児童館の対応はどうか。
- 児童委員との連携等地域の様々な関係者が関わるように書くといい。
- 子どもの居場所は安全であるとともに、児童館は楽しい施設でなければいけない。
- 児童館は公平、平等に利用者に接していくことが重要である。
- SOSを受けとめる児童館の機能面がある。活発な子どもの意見だけではなく、「助けて」という意見表明もできるような視点も入れ込んでいけるといい。
- ガイドラインの「児童館の活動内容」のそれぞれの項目に具体的な活動例を例示する。
- 児童館で放課後児童クラブを実施する場合、児童館の側から放課後児童クラブ以外の子どもたちが利用する上での留意点もあってもいい。
- 障害者差別解消法等も施行しているので、配慮を必要とする子どもの対応では、「合理的配慮に努める」ことも入れていきたい。
- 学校との連携を定期的に図ることができるシステムが必要である。
- 児童厚生員に求められる援助技術、プレーワーク、ケースワーク、コミュニティワーク、ソーシャルワーク等について明記してはどうか。
- 館長の職務に、児童館の年間運営計画の作成を加える。数値目標もしっかり立て、年間を振り返り、達成状況等評価し、児童館の運営改善に努めるようにする。
- 運営協議会に子どもが入っていないので入れてはどうか。
- 自己評価、利用者アンケート、第三者評価の必要性について記載があればいい。
- 自己評価で現場が疲弊しては意味がないので、研修や力量形成とつなげるような形で何かガイドラインに書き込めるといい。
- 職員の体制は少し余裕を持って安全確認ができるような体制を整えられたら良い。男女の比が半々ぐらいだとなおいい。
- 児童館は地域における子どもの育成についてのリーダーシップが求められることを盛り込んでどうか。
- 地域の健全育成と子育て支援の拠点としての機能・役割をより明確かつ包括的に表わすため、「(5) 地域における子ども・子育てネットワークの推進」と変更することを検討する。
- 現場において、ガイドラインに基づく活動がより実践されるために、現行の記載に加え、具体的な取組事例を例示する。
- 日常の地域児童館の利用は、基本原則無料で利用出来ることが公的施設の役割の一つ。
- 安全と同じレベルで「楽しい居場所」が求められる。職員の役割として「児童館が楽しくなる工夫」が必要。「児童館は、楽しい施設」である。
- 児童館は、中・高校生年代も利用出来る施設であることや時間延長の促進等の「中・高校生年代の受入について」明記が必要。
- 児童館OG・OB等の青年への支援体制。高校中退の進学相談、就職斡旋等の支援体制に

- についての今後のあり方や関係機関との連携について触れられるといい。
- マタニティー時期の支援をしている児童館もあり妊婦の利用も需要がある。
  - 「子どもが意見を述べる場の提供」に求められる専門性を明示する。
  - 「助けて！」など、SOSの声を上げることも権利擁護の視点からは重要である。子どもが意見を述べる場の提供が子どもの相談や権利保障につながることを明記する。
  - 地域にある行事とも積極的に連携し、子どもたちも参加できるようにする。
  - 児童館のもつ機能を活かし、豊かな遊びを提供できるように努める。
  - 放課後児童クラブの増大による影響に対して、乳幼児から中・高校生まで利用する児童館の施設特性を踏まえ、放課後児童クラブ以外の子どもも利用しやすくして安心安全な環境の確保と運営に配慮することを留意事項として追記する。
  - 放課後児童クラブが児童館を占有してしまうことがないように工夫することや、安全指導・安全管理面からも担当する職員の職務の分担等のすみわけをきちんとしておくことなど留意点を書いてはどうか。
  - 障害者差別解消法等も施行しているので「合理的配慮に努める」ことを入れる。
  - 可能な限り合理的配慮に努め、すべての子どもに対して育成支援が円滑になされるようにするなどを加える。
  - 障害者差別解消法やLGBTについて配慮が求められる。
  - 東京都の虐待通告は、児童相談所の前に市区町村の「子ども家庭支援センター」に連絡するルールがある。
  - 放課後児童クラブの新たなあり方、子どもの貧困対策、学習支援、いじめ防止など、今日的な課題に対応する項目・内容を追加する。
  - 家庭との連絡や子どもへの具体的な支援については、必ず記録をとり、職員間で共有し継続的な支援が可能となるように配慮していくこととする。
  - 学校との連携において、「子どもの健全育成上の問題」についても適切な対応が取れるように連絡体制を整える必要性を追加する。
  - 「児童館年間運営計画」を作成し、その計画を基に児童館の機能や役割が十分に発揮されるように運営・管理に努める。
  - 児童館年間運営計画に基づいた運営ができたかについて、定期的に評価をし(内部評価・外部人材評価・第三者評価など)、児童館運営の改善に努める。
  - 児童館運営に積極的に意見を述べてくれる地域の方々を運営委員に選任し、定期的に運営委員会を開催する。
  - 地域の学校や役所をはじめ、社会資源と積極的に連携を図り、児童館の機能・役割が十分に発揮できるように調整を行う。
  - 「児童館年間運営計画記入事項」を参考として付ける。書式ではなく項目を示しては如何か。
  - 児童厚生員に求められる援助技術として、遊びの援助技術に加え、福祉の援助技術として

ソーシャルワークを明記する。

○子どもの遊びや「生活の環境を整備する」の具体的な内容を確認する。

○仕事として「記録をとる」ことを入りたい。日誌(利用者等について毎日記入するもの)・配慮児童への支援記録・安全点検記録・研修記録・金銭出納の記録・会議記録など他に必要な記録も洗い出す。

○職員の利用者に対する「公平や平等の姿勢」、「利用対象者誰でも受け入れる姿勢」が必要。

○児童館職員の経験や資格、研修受講を反映した「キャリアパス」についての考え方について書き加える。

○運営協議会の構成員に「子ども」を加える。

○運営管理規程は、指定管理者公募要項や業務運用書、市の児童館ガイドライン等で代用可能か確認したい。

○「非日常における遊びの重要性」を加える。災害後の遊びの重要性、遊び場としての児童館の役割を明示したい。

○防災・防犯について解釈を入れてはどうか。防災とは、地震・火災・雷・突風・洪水・津波・竜巻・Jアラート発令時の緊急対応等である。防犯とは、不審者侵入、窃盗等である。

○職員は、いざというときに迅速に対応できるように、次のような研修や訓練を身に付けておく必要がある。(止血法・心配蘇生法・AEDの操作・エピペンの操作など)

○施設設備の安全管理上、日常の点検と定期的な点検について、それぞれに記録をとり、改善すべき所があった場合には、迅速に対応しその記録も残しておくことが大切である。

○「情報開示の必要性」を加える。

○「自己評価の必要性」を加えるとともに「第三者評価の受審の必要性」についても検討する。

○評価で児童館職員が委縮し児童館の活動が縮小することがないように、評価基準の検討は「子どもの権利保障」「子どもの最善の利益」を中心にする。→当事者である子どもの声をどのようにフィードバックしていくか。子ども参加で実施できるとなおよい。

○「常勤または専任の館長を置くことが望ましい」等と表現することも一考。

○最後に大型児童館の項を設ける。

○大型児童館は、域内児童館に対して支援や連携を図りながら、開発した遊びのプログラムの啓発普及に努めたり移動児童館を実施し、域内の児童健全育成の役割を果たすことが求められる。

○児童厚生施設として共有すべき事項に加える。

(1)子どもの健全育成について

(2)子どもの遊びによる発達とは

(3)発達障害と合理的配慮について

(4)子どもの福祉的課題

(5)子どもの自主性・社会性・創造性とは

(6)プレイワーカーとソーシャルワーカー

○実習生の受け入れについて加筆する。

○児童館の以下3点の特徴が子ども達の社会性の育みや人格形成に大きく影響している。児童館の大切な部分である認識。(行政の再構築で児童館が細分化されてしまう傾向にある)

1、本人の意思による自由来館であること

2、異年齢集団であること

3、不特定多数の来館者がいること

※「児童館でなければ出来ない事の大切さ」を児童館の運営面に活かすべきである。

○「遊び」を通して発達を増進する理念の再認識、「遊び」の定義づけをする。

○「子どもの健全育成」、「子どもの遊び」についての理論・説明を組み入れるか、付記・参考資料として付ける。

○館長・職員が初めて勤務されるという児童館も出来てくることを想定し、参考に「児童館の一日の運営例」を掲載してはどうか。